

答申第 338 号

平成 19 年 11 月 28 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 4 月 9 日付けで諮問された特定中学校長提出文書一部非公開の件（諮問第 385 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の中学校の校長が特定日に神奈川県教育委員会に提出した申出書のうち、様式の号数、申出書の表題及び申出内容は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の中学校の校長（以下「本件校長」という。）が特定日に神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出した申出書（以下「本件行政文書」という。）について、県教育委員会が、平成19年3月15日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件処分で非公開とされた様式の号数、申出書の表題、申出内容及び申出の理由（以下「本件非公開情報」と総称する。）は、個人情報には該当しないが、該当するとしても不服申立人は議員であり、本件行政文書の公開請求の目的は、取得した行政文書を議会における質問という公務のために使用するものであるので、一般の人とは違い公開されるべきだと考える。

また、不服申立人は議会における審議のために請求する旨を実施機関に伝えた上で情報公開請求しているにもかかわらず、非公開とされたことは、議会の審議を適正に行えるように行政が措置しなかったことになり県民の利益が失われていると考える。

イ 本件非公開情報のうち、申出の理由は特定市町村議会の議案（以下「本件議案」という。）として公になっており、非公開にする意味はない。また、本件校長は公務員、特に校長の職に就いていた者で、かつ、地域の教育行政の長になる者であり、申出の理由は個人のプライバシーの問題ではなく、公開されても本件校長に不利益を生じさせるとは考えない。

ウ 不服申立人が本件校長に係る情報を公開請求した事実を請求当日

に了知している特定市町村職員がいた。このようなことを行っている行政というのは信頼される行政ではないと考える。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件校長が人事上の意思を表すことを目的として、県教育委員会に対し提出した申出書である。

(2) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件非公開情報は、一体となって、人事関係の機微事項を記し、通常他人に知られたくない個人情報であり、公開すると本件校長の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件非公開情報は本件校長の人事上の意思を表すものであり、公にすることが予定されている情報ではないため、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

また、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体、健康、生活若しくは財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報でもない。したがって、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭により意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明

を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件校長が特定日に県教育委員会に提出した申出書である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、本件行政文書に記載された申出の理由は個人のプライバシーの問題ではなく、公開されても本件校長に不利益を生じさせるとは考えられないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、条例第5条第1号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(ウ) 本件行政文書は、本件校長を特定して公開請求がなされているため、その全体が特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められる。したがって、本件行政文書は、

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 不服申立人は、本件非公開情報のうち、申出の理由は本件議案として公になっていると主張している。

しかしながら、申出書の理由欄に記載されている情報は、本件校長の人事上の意思表示の理由が明らかになる情報であることから、公にされることが予定されている情報とは認められず、また、慣行として公にされているという事実も認められないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 本件非公開情報のうち、様式の号数、申出書の表題及び申出内容については、人事上の意思を示したことが明らかになる情報であり、本件処分の時点においては慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているという事実は認められないことから、実施機関の判断は妥当であったと考えられる。しかし、現時点においては、本件校長が人事上の意思を表示したという事実は、本件議案の議事において言及されており、かつ、特定市町村議会のホームページに掲載されていることから、様式の号数、申出書の表題及び申出内容は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、同号ただし書イに該当すると判断する。

(エ) 本件非公開情報は、公務員個人の私的な情報というべきであり、公務員等の職務の遂行に関する情報とは認められないため、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

また、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると

認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(4) その他

ア 不服申立人は、本件行政文書の公開請求は議員である不服申立人が公務で使用する目的で行うものであるため、公開すべきである旨主張しているが、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であるから、諾否の判断に当たっては、公開請求者の目的は考慮されないものであるため、不服申立人の主張は採ることができない。

イ 当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 4 月 9 日	○ 諮問
4 月 13 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 10 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 14 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 12 日 (第 63 回部会)	○ 審議
7 月 13 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
7 月 23 日 (第 64 回部会)	○ 審議
8 月 7 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
8 月 20 日 (第 65 回部会)	○ 審議
10 月 26 日 (第 66 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子 正史	同志社大学教授	部会員 会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部会員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 19 年 11 月 28 日現在) (五十音順)